



令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業，小売業）結果報告書

群馬県の概要

利用上の注意	1
1 概要	6
2 事業所数	7
3 従業者数	9
4 年間商品販売額（法人）	13
5 売場面積（法人・小売業）	15

令和5年8月

群馬県総務部統計課

利 用 上 の 注 意

1. この「結果報告書」は、総務省・経済産業省が公表した「令和3年経済センサス-活動調査」の「卸売業，小売業」確報結果の調査票情報を、群馬県が独自に集計したものである。
2. 年間商品販売額は令和2年1年間、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は令和3年6月1日現在の数値である。
3. 集計対象は、「令和3年経済センサス-活動調査」の調査結果で産業大分類が「I-卸売業，小売業」に格付された事業所のうち、以下の全てに該当する事業所とした。
 - (1) 管理，補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - (2) 産業細分類が格付不能の法人組織の事業所又は産業小分類が格付不能の個人経営（法人でない団体を含む）の事業所ではないこと
 - (3) 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所ではないこと
4. 従業者数は「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。
5. 年間商品販売額については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
6. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

統計表中、「-」は該当数値なし、「△」は数値がマイナス、「0」は四捨五入による単位未満であることを示している。

「x」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。
7. 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

8. 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

9. 主な用語の説明

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品「事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など」を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」とし、修理のために部品などを取

り替えても商品の販売とはしない。

- ④ 製造小売事業所(自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売りしている場合は、製造業(大分類E)に分類される。

- ⑤ ガソリンスタンド

- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

- ⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

- (4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所(1企業1事業所)をいう。

- (5) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

- (6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

- (7) 開設時期

令和3年6月1日現在で所在している場所において、事業を始めた時期とする。

- (8) 従業者及び就業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「出向・派遣送出者」を合わせ「出向・派遣受入者」を除いたものをいう。

- ① 個人業主

個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいう。

- ② 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいう。

- ③ 有給役員

法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている人をいう。

なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

④ 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者(1か月以上)」に分けられる。

⑤ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人(定年まで雇用される場合を含む。)をいう。

⑥ 有期雇用者(1か月以上)

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

⑦ 臨時雇用者(有期雇用者(1か月未満、日々雇用))

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

⑧ 出向・派遣送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

⑨ 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

(9) 年間商品販売額(法人組織の事業所のみ)

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

(10) 売場面積(法人組織の小売業のみ)

令和3年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗(テナント)分は除く)をいう。

ただし、牛乳小売業(宅配専門)、自動車小売業(新車・中古)、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業(宅配専門)の事業所については売場面積の調査を行っていない。

10. 各統計表の表章項目の説明及び留意点

第3表

その他の収入額の内訳区分は、次のとおり。

① 修理工料

商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合、その収

入額。

② 仲立手数料

他人又は他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料。

③ 製造品出荷額

自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。

④ 飲食サービス収入額

客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する事業の収入額及び飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額

⑤ サービス業収入額

販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料など、サービスの提供に対する収入額。

⑥ その他の収入額

上記①～⑤以外のその他の収入額。

1 概要

令和3年6月1日現在で実施した令和3年経済センサス-活動調査の産業別集計（卸売業、小売業）の概要は、次のとおりである。

- (1) 事業所数は16,937事業所（全国第19位）で、卸売業は4,004事業所、小売業は12,933事業所であった。
- (2) 従業者数は140,064人（全国第18位）で、卸売業は37,043人、小売業は103,021人であった。
- (3) 年間商品販売額は5兆3,906億円（全国第17位）で、卸売業は3兆3,151億円、小売業は2兆755億円であった。
- (4) 売場面積は小売業のみで、2,513,637㎡（全国第18位）であった。

表1 主要項目表

区 分		群馬県						全 国	
		令和3年			【参考】平成28年			令和3年	【参考】平成28年
		実数	全国に占める割合(%)	全国順位	実数	全国に占める割合(%)	全国順位	実数	実数
事業所数	合計	16,937	1.7	19	18,527	1.7	19	1,022,230	1,087,137
	卸売業	4,004	1.5	18	4,341	1.6	18	267,215	278,013
	小売業	12,933	1.7	19	14,186	1.8	19	755,015	809,124
従業者数(人)	合計	140,064	1.5	18	141,705	1.5	18	9,602,670	9,436,446
	卸売業	37,043	1.2	18	38,004	1.2	17	3,138,020	3,080,805
	小売業	103,021	1.6	18	103,701	1.6	18	6,464,650	6,355,641
年間商品販売額(億円)	合計	53,906	1.0	17	70,293	1.3	14	5,226,458	5,448,359
	卸売業	33,151	0.9	16	48,773	1.2	13	3,893,883	4,068,203
	小売業	20,755	1.6	18	21,520	1.6	18	1,332,575	1,380,156
売場面積(㎡)	合計	2,513,637	1.8	18	2,492,737	1.8	17	136,952,597	135,343,693
	卸売業	-	-	-	-	-	-	-	-
	小売業	2,513,637	1.8	18	2,492,737	1.8	17	136,952,597	135,343,693

※1 令和3年は、調査対象事業所を従来よりも幅広にとらえており単純比較ができないため、平成28年結果は【参考】としている。

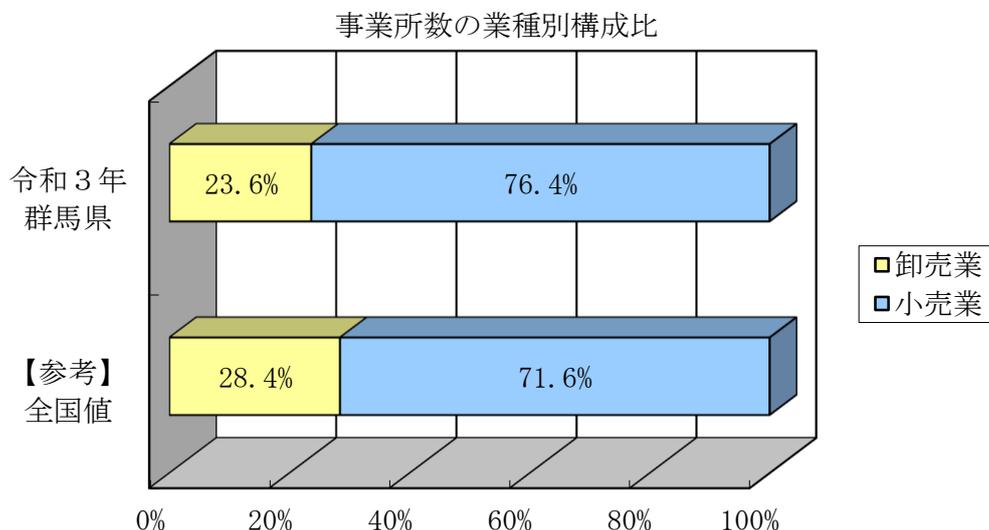
※2 平成28年の売場面積には個人経営の事業所を含まない。

※3 令和3年の年間商品販売額及び売場面積には個人経営の事業所を含まない。

2 事業所数

(1) 業種別

業種別では、卸売業が4,004事業所、小売業が12,933事業所であった。構成比をみると、卸売業が23.6%、小売業が76.4%となった。



(2) 産業分類別

産業分類別(中分類)にみると、卸売業では、「機械器具卸売業」1,199事業所(構成比7.1%)、「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」1,098事業所(同6.5%)、「その他の卸売業」789事業所(同4.7%)の順となった。

一方、小売業では、「その他の小売業」4,898事業所(構成比28.9%)、「飲食料品小売業」3,607事業所(同21.3%)、「機械器具小売業」2,326事業所(同13.7%)の順となった。

表2 産業中分類別 事業所数

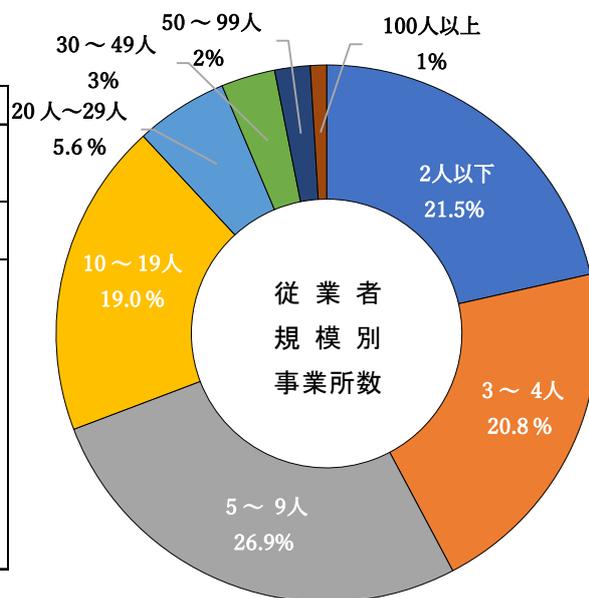
産業分類	令和3年	構成比(%)
	計	16,937
卸売業計	4,004	23.6
50 各種商品卸売業	17	0.1
51 繊維・衣服等卸売業	127	0.7
52 飲食料品卸売業	774	4.6
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	1,098	6.5
54 機械器具卸売業	1,199	7.1
55 その他の卸売業	789	4.7
小売業計	12,933	76.4
56 各種商品小売業	34	0.2
57 織物・衣服・身の回り品小売業	1,407	8.3
58 飲食料品小売業	3,607	21.3
59 機械器具小売業	2,326	13.7
60 その他の小売業	4,898	28.9
61 無店舗小売業	661	3.9

(3) 従業者規模別（法人）

従業者規模別にみると、「5～9人」2,997事業所(構成比26.9%)、「2人以下」2,389事業所(同21.5%)、「3～4人」2,316事業所(同20.8%)の順となった。

表3 従業者規模別 事業所数

従業者規模	令和3年	
	事業所数	構成比(%)
県計	11,132	100.0
2人以下	2,389	21.5
3～4人	2,316	20.8
5～9人	2,997	26.9
10～19人	2,110	19.0
20～29人	618	5.6
30～49人	360	3.2
50～99人	235	2.1
100人以上	107	1.0

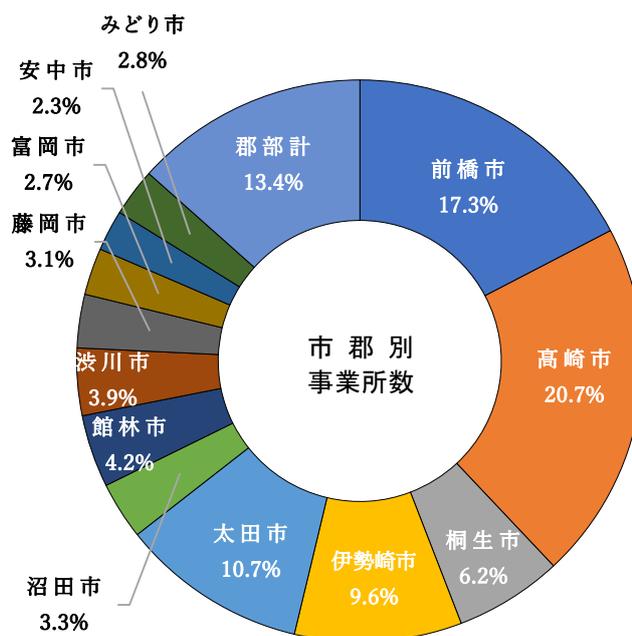


(4) 市郡別

市郡別にみると、「高崎市」3,504事業所(構成比20.7%)、「前橋市」2,932事業所(同17.3%)、「太田市」1,809事業所(同10.7%)、「伊勢崎市」1,618事業所(同9.6%)、「桐生市」1,044事業所(同6.2%)の順となった。

表4 市郡別 事業所数

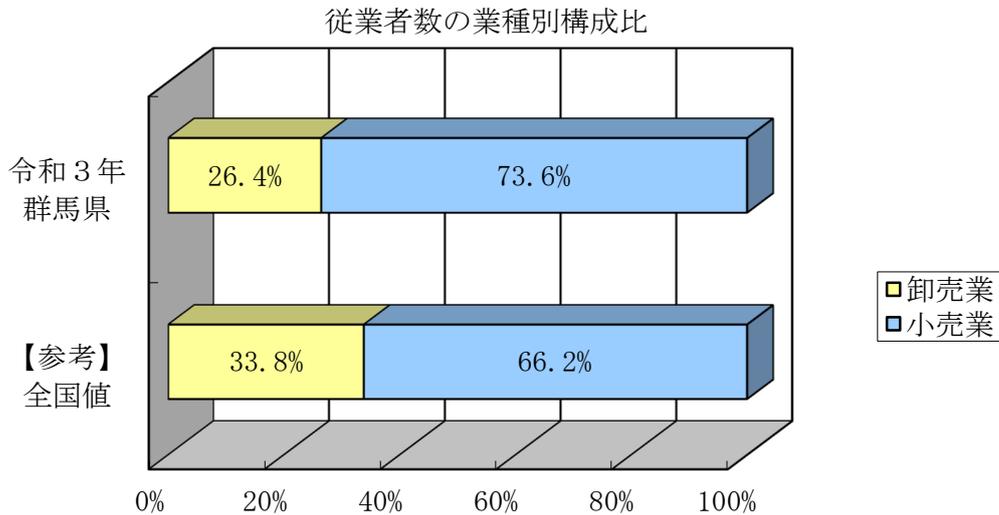
市郡	令和3年	
	事業所数	構成比(%)
県計	16,937	100.0
市部計	14,672	86.6
前橋市	2,932	17.3
高崎市	3,504	20.7
桐生市	1,044	6.2
伊勢崎市	1,618	9.6
太田市	1,809	10.7
沼田市	559	3.3
館林市	706	4.2
渋川市	657	3.9
藤岡市	521	3.1
富岡市	456	2.7
安中市	397	2.3
みどり市	469	2.8
郡部計	2,265	13.4
北群馬郡	215	1.3
多野郡	70	0.4
甘楽郡	198	1.2
吾妻郡	585	3.5
利根郡	288	1.7
佐波郡	198	1.2
邑楽郡	711	4.2



3 従業者数

(1) 業種別

業種別では、卸売業が 37,043 人、小売業が 103,021 人であった。構成比をみると、卸売業が 26.4%、小売業が 73.6%となった。



(2) 産業分類別

産業分類別(中分類)にみると、卸売業では、「機械器具卸売業」12,745人(構成比9.1%)、「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」8,191人(同5.8%)、「飲食料品卸売業」8,183人(同5.8%)の順となった。

一方、小売業では、「飲食料品小売業」40,637人(構成比29.0%)、「その他の小売業」33,856人(同24.2%)、「機械器具小売業」14,505人(同10.4%)の順となった。

表5 産業中分類別 従業者数

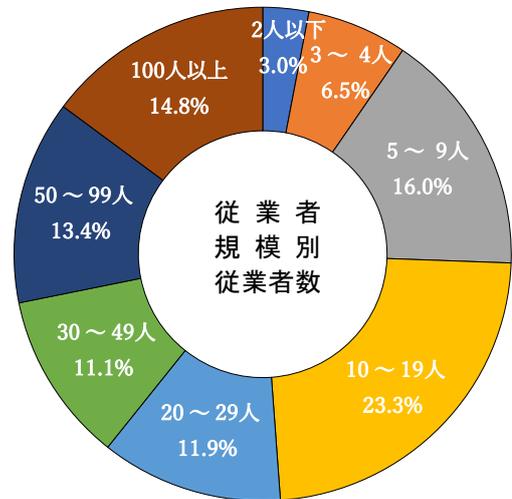
産業分類	令和3年	
	人数(人)	構成比(%)
県計	140,064	100.0
卸売業計	37,043	26.4
50 各種商品卸売業	128	0.1
51 繊維・衣服等卸売業	610	0.4
52 飲食料品卸売業	8,183	5.8
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	8,191	5.8
54 機械器具卸売業	12,745	9.1
55 その他の卸売業	7,186	5.1
小売業計	103,021	73.6
56 各種商品小売業	2,237	1.6
57 織物・衣服・身の回り品小売業	7,120	5.1
58 飲食料品小売業	40,637	29.0
59 機械器具小売業	14,505	10.4
60 その他の小売業	33,856	24.2
61 無店舗小売業	4,666	3.3

(3) 従業者規模別（法人）

従業者規模別にみると、「10～19人」28,525人（構成比23.3%）、「5～9人」19,635人（同16.0%）、「100人以上」18,110人（同14.8%）の順となった。

表6 従業者規模別 従業者数

従業者規模	令和	構成比 (%)
	3年 (人)	
県計	122,465	100.0
2人以下	3,655	3.0
3～4人	8,017	6.5
5～9人	19,635	16.0
10～19人	28,525	23.3
20～29人	14,516	11.9
30～49人	13,633	11.1
50～99人	16,374	13.4
100人以上	18,110	14.8

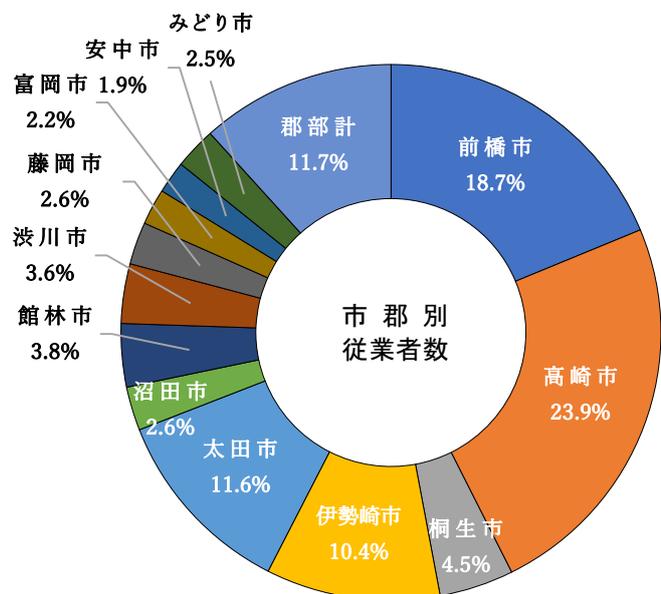


(4) 市郡別

市郡別にみると、「高崎市」33,447人（構成比23.9%）、「前橋市」26,246人（同18.7%）、「太田市」16,221人（同11.6%）、「伊勢崎市」14,614人（同10.4%）、「桐生市」6,251人（同4.5%）の順となった。

表7 市郡別 従業者数

市 郡	令和	構成比 (%)
	3年 (人)	
県計	140,064	100.0
市部計	123,725	88.3
前橋市	26,246	18.7
高崎市	33,447	23.9
桐生市	6,251	4.5
伊勢崎市	14,614	10.4
太田市	16,221	11.6
沼田市	3,675	2.6
館林市	5,347	3.8
渋川市	5,028	3.6
藤岡市	3,586	2.6
富岡市	3,058	2.2
安中市	2,720	1.9
みどり市	3,532	2.5
郡部計	16,339	11.7
北群馬郡	2,259	1.6
多野郡	137	0.1
甘楽郡	949	0.7
吾妻郡	3,326	2.4
利根郡	1,651	1.2
佐波郡	2,186	1.6
邑楽郡	5,831	4.2



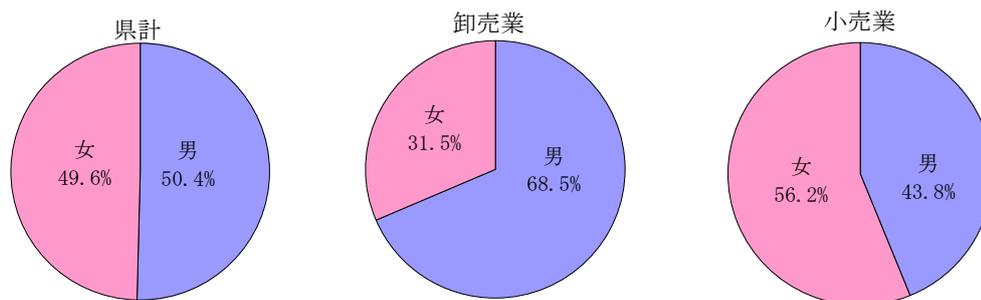
(5) 男女の構成比

① 業種別の構成比

従業者数合計では、「男」70,551人(構成比50.4%)、「女」69,513人(同49.6%)となった。

卸売業では、「男」25,389人(同68.5%)、「女」11,654人(同31.5%)となった。

一方、小売業では「男」45,162人(同43.8%)、「女」57,859人(同56.2%)となった。



② 産業分類別の構成比

卸売業においては、すべての産業で「男」の構成比が50%以上となった。

小売業において、「男」の構成比が50%以上の産業は、「機械器具小売業」72.3%、「無店舗小売業」54.9%の2産業、「女」の構成比が50%以上の産業は、「各種商品小売業」77.3%、「飲食料品小売業」67.5%、「織物・衣服・身の回り品小売業」67.2%、「その他の小売業」52.6%の4産業となった。

表8 産業中分類別 男女別 従業者数

産業分類	計 (人)	男		女	
		(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
県計	140,064	70,551	50.4	69,513	49.6
卸売業計	37,043	25,389	68.5	11,654	31.5
50 各種商品卸売業	128	90	70.3	38	29.7
51 繊維・衣服等卸売業	610	319	52.3	291	47.7
52 飲食料品卸売業	8,183	5,165	63.1	3,018	36.9
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	8,191	6,014	73.4	2,177	26.6
54 機械器具卸売業	12,745	9,712	76.2	3,033	23.8
55 その他の卸売業	7,186	4,089	56.9	3,097	43.1
小売業計	103,021	45,162	43.8	57,859	56.2
56 各種商品小売業	2,237	508	22.7	1,729	77.3
57 織物・衣服・身の回り品小売業	7,120	2,336	32.8	4,784	67.2
58 飲食料品小売業	40,637	13,216	32.5	27,421	67.5
59 機械器具小売業	14,505	10,494	72.3	4,011	27.7
60 その他の小売業	33,856	16,046	47.4	17,810	52.6
61 無店舗小売業	4,666	2,562	54.9	2,104	45.1

③ 雇用形態別の構成比

雇用形態別での男女の構成比をみると、「男」の構成比が50%以上の区分は、「有給役員」67.8%、「個人事業主及び無給家族従業者」62.0%、「無期雇用者」54.0%の3区分となった。

一方、「女」の構成比が50%以上の区分は、「有期雇用者(1か月以上)」66.2%の1区分となった。

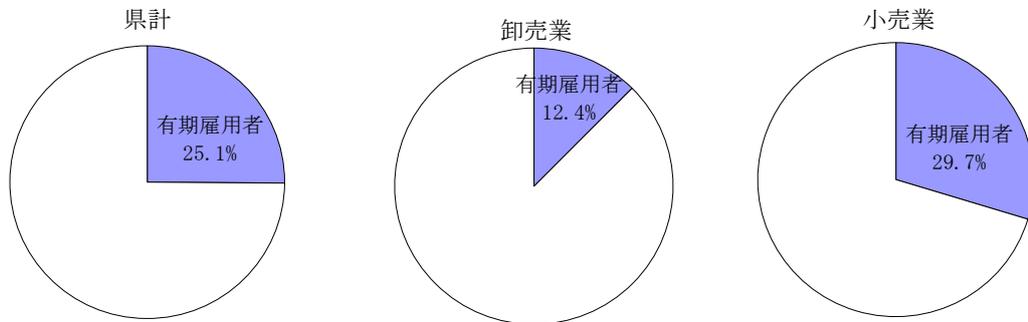
表9 雇用形態別 男女別 従業者数

内 訳	計 (人)	男 (人)	女	
			(人)	構成比 (%)
県 計	140,064	70,551	69,513	49.6
個人事業主及び無給家族従業者	7,828	4,851	2,977	38.0
有給役員	9,795	6,638	3,157	32.2
無期雇用者	87,278	47,172	40,106	46.0
有期雇用者（1か月以上）	35,163	11,890	23,273	66.2

(6) 有期雇用者（1か月以上）の比率

① 業種別の比率

有期雇用者の比率は、全体では25.1%、卸売業では12.4%、小売業では29.7%となった。



② 産業分類別の比率

産業分類別で有期雇用者の比率をみると、卸売業では「その他の卸売業」18.7%、「飲食料品卸売業」17.1%、「繊維・衣服等卸売業」13.0%の順となった。一方、小売業では、「各種商品小売業」48.7%、「飲食料品小売業」37.4%、「織物・衣服・身の回り品小売業」36.3%の順となった。

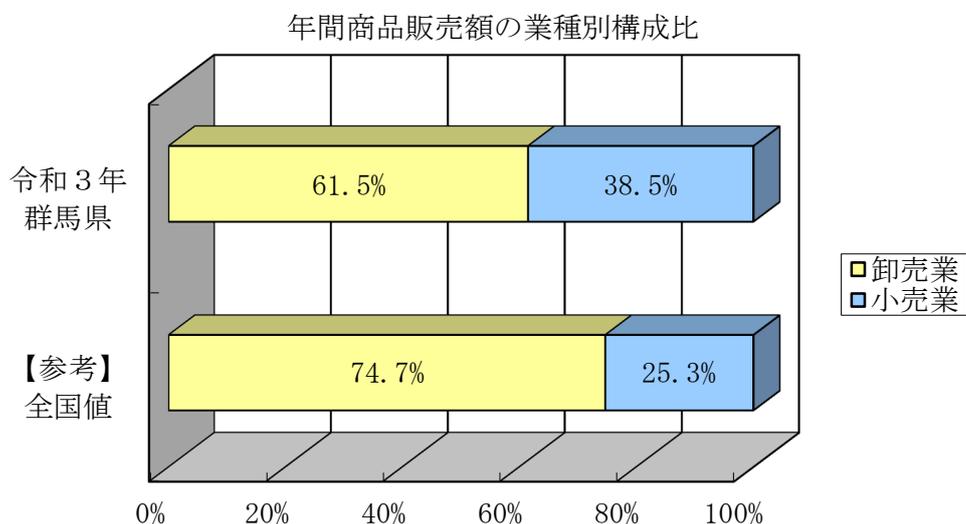
表10 有期雇用者（1か月以上）の比率

産 業 分 類	従業者計 (人) A	うち有期雇用者 (人) B	有期雇用者の比率 (%)
			$B \div A \times 100$
県 計	140,064	35,163	25.1
卸 売 業 計	37,043	4,611	12.4
50 各種商品卸売業	128	6	4.7
51 繊維・衣服等卸売業	610	79	13.0
52 飲食料品卸売業	8,183	1,398	17.1
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	8,191	629	7.7
54 機械器具卸売業	12,745	1,152	9.0
55 その他の卸売業	7,186	1,347	18.7
小 売 業 計	103,021	30,552	29.7
56 各種商品小売業	2,237	1,089	48.7
57 織物・衣服・身の回り品小売業	7,120	2,586	36.3
58 飲食料品小売業	40,637	15,184	37.4
59 機械器具小売業	14,505	1,183	8.2
60 その他の小売業	33,856	9,566	28.3
61 無店舗小売業	4,666	944	20.2

4 年間商品販売額（法人）

(1) 業種別

業種別では、卸売業が3兆3,151億円、小売業が2兆755億円であった。構成比をみると、卸売業が61.5%、小売業が38.5%となった。



(2) 産業分類別

産業分類別(中分類)にみると、卸売業では、「機械器具卸売業」1兆595億円(構成比19.7%)、「飲食料品卸売業」9,392億円(同17.4%)、「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」7,155億円(同13.3%)の順となった。

一方、小売業では、「その他の小売業」7,345億円(構成比13.6%)、「飲食料品小売業」5,512億円(同10.2%)、「機械器具小売業」4,766億円(同8.8%)の順となった。

表11 産業中分類別 年間商品販売額

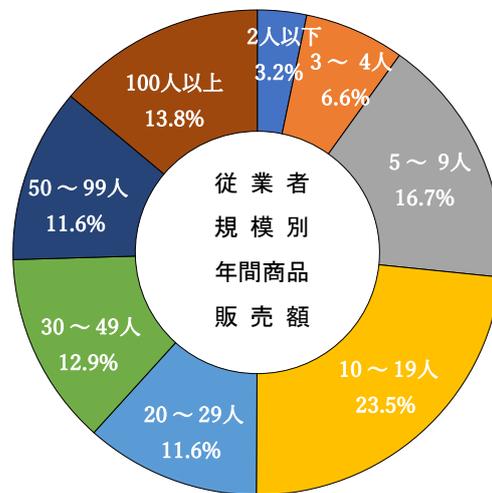
産業分類	令和3年	
	(万円)	構成比 (%)
県計	539,059,098	100.0
卸売業計	331,510,471	61.5
50 各種商品卸売業	1,625,978	0.3
51 繊維・衣服等卸売業	2,883,245	0.5
52 飲食料品卸売業	93,924,256	17.4
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	71,546,774	13.3
54 機械器具卸売業	105,953,723	19.7
55 その他の卸売業	55,576,495	10.3
小売業計	207,548,627	38.5
56 各種商品小売業	6,425,705	1.2
57 織物・衣服・身の回り品小売業	10,691,808	2.0
58 飲食料品小売業	55,119,660	10.2
59 機械器具小売業	47,657,392	8.8
60 その他の小売業	73,449,477	13.6
61 無店舗小売業	14,204,585	2.6

(3) 従業者規模別

従業者規模別にみると、「10～19人」1兆2,642億円(構成比23.5%)、「5～9人」9,022億円(同16.7%)、「100人以上」7,463億円(同13.8%)の順となった。

表12 従業者規模別 年間商品販売額

従業者規模	令和3年	
	(万円)	構成比(%)
県計	539,059,098	100.0
2人以下	17,462,032	3.2
3～4人	35,837,985	6.6
5～9人	90,224,232	16.7
10～19人	126,417,368	23.5
20～29人	62,503,668	11.6
30～49人	69,286,212	12.9
50～99人	62,702,506	11.6
100人以上	74,625,095	13.8

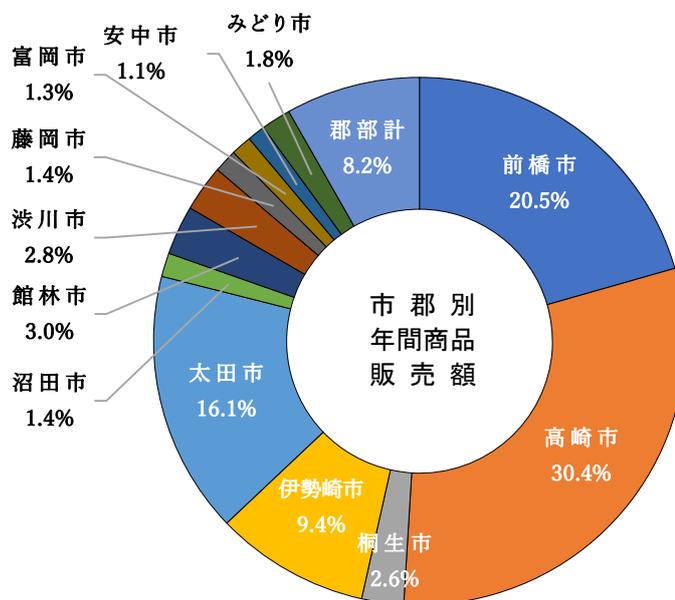


(4) 市郡別

市郡別にみると、「高崎市」1兆6,383億円(構成比30.4%)、「前橋市」1兆1,076億円(同20.5%)、「太田市」8,655億円(同16.1%)、「伊勢崎市」5,066億円(同9.4%)、「館林市」1,634億円(同3.0%)の順となった。

表13 市郡別 年間商品販売額

市郡	令和3年	
	(万円)	構成比(%)
県計	539,059,098	100.0
市部計	494,979,844	91.8
前橋市	110,762,504	20.5
高崎市	163,826,788	30.4
桐生市	13,812,247	2.6
伊勢崎市	50,660,500	9.4
太田市	86,550,981	16.1
沼田市	7,785,972	1.4
館林市	16,341,771	3.0
渋川市	15,205,477	2.8
藤岡市	7,685,344	1.4
富岡市	6,759,086	1.3
安中市	5,826,188	1.1
みどり市	9,762,986	1.8
郡部計	44,079,254	8.2



5 売場面積(法人・小売業)

(1) 産業分類別

産業分類別(中分類)にみると、「その他の小売業」1,116,018 m²(構成比 44.4%)、「飲食料品小売業」684,367 m²(同 27.2%)、「織物・衣服・身の回り品小売業」350,163 m²(同 13.9%)の順となった。

表 1 4 産業中分類別 売場面積

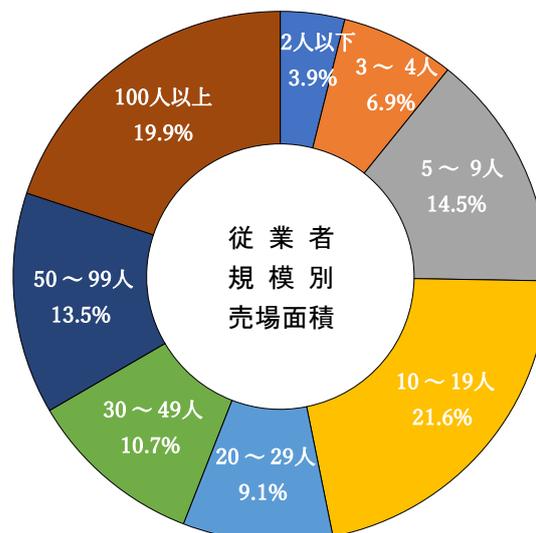
産 業 分 類	令和	構成比 (%)
	3年 (m ²)	
小 売 業 計	2,513,637	100.0
56 各種商品小売業	126,220	5.0
57 織物・衣服・身の回り品小売業	350,163	13.9
58 飲食料品小売業	684,367	27.2
59 機械器具小売業	236,869	9.4
60 その他の小売業	1,116,018	44.4
61 無店舗小売業	0	0.0

(2) 従業者規模別

従業者規模別にみると、「10～19人」542,509 m²(構成比 21.6%)、「100人以上」500,199 m²(同 19.9%)、「5～9人」363,831 m²(同 14.5%)の順となった。

表 1 5 従業者規模別 売場面積

従業者規模	令和	構成比 (%)
	3年 (m ²)	
小売業計	2,513,637	100.0
2人以下	97,790	3.9
3～4人	173,222	6.9
5～9人	363,831	14.5
10～19人	542,509	21.6
20～29人	227,958	9.1
30～49人	268,299	10.7
50～99人	339,829	13.5
100人以上	500,199	19.9

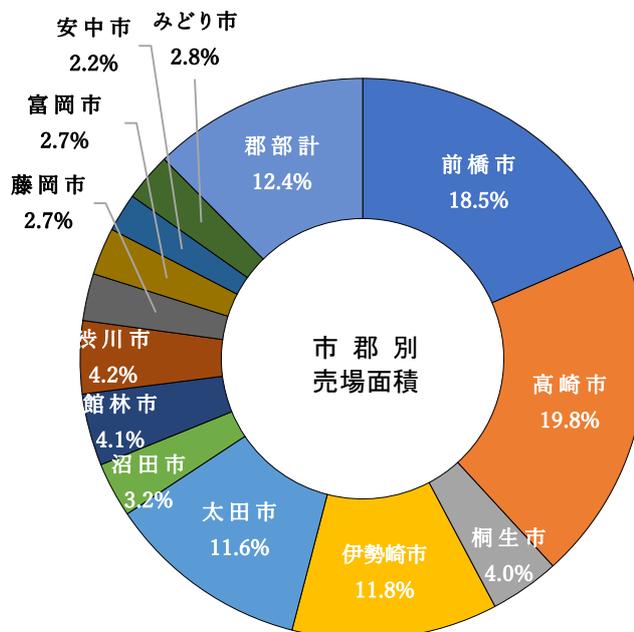


(3) 市郡別

市郡別にみると、「高崎市」497,360 m²(構成比 19.8%)、「前橋市」463,951 m²(同 18.5%)、「伊勢崎市」296,559 m²(同 11.8%)、「太田市」292,452 m²(同 11.6%)の順となった。

表 1 6 市郡別 売場面積

市 郡	令和	構成比 (%)
	3年 (m ²)	
小売業計	2,513,637	100.0
市部計	2,202,211	87.6
前橋市	463,951	18.5
高崎市	497,360	19.8
桐生市	100,261	4.0
伊勢崎市	296,559	11.8
太田市	292,452	11.6
沼田市	79,839	3.2
館林市	104,252	4.1
渋川市	105,621	4.2
藤岡市	68,166	2.7
富岡市	68,364	2.7
安中市	55,599	2.2
みどり市	69,787	2.8
郡部計	311,426	12.4





内容に関するお問い合わせは

群馬県総務部統計課 経済産業係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

TEL:027-226-2410(直通)

FAX:027-224-9224

各種統計情報は、「群馬県統計情報提供システム」でもご覧いただけます。

<https://toukei.pref.gunma.jp/>